

加茂市スポーツ活動の奨励費支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ活動の一層の振興を図ることを目的として、スポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する者に対して奨励費を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 大会出場の奨励費の支給対象となる者は、次項及び第3項に規定する選手、監督、コーチ、マネージャー、その他これに準ずる者（以下「選手等」という。）とする。

但し、選手等は大会の要項等で定められている場合とする。また、選手以外の選手等は、自己の所属団体が出場する場合に限る。

2 個人として奨励費の支給を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 大学生以下の場合、寮生活等をしている者で、市内の学校に在籍する者
- (3) 市内の出身者等で市長が特に必要と認める者

3 団体として奨励費の支給を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の学校
- (2) 市内の事業所等に所属する団体、及びスポーツクラブ

4 大会の出場奨励費は、同一大会において、団体と選手等に重複してこれを支給しない。

(対象大会)

第3条 奨励費の支給対象となる大会は、本人が直接参加する大会で、原則として予選大会を経た大会、公式大会における標準記録を超えて出場する大会や、県の各競技団体の推薦を得て出場する大会で、次に掲げるものとする。但し、小学校体育連盟・中学校体育連盟の主催で、遠征費等が市の教育委員会から支給される大会や自己の職業に関する大会は対象としない。

(1) 北信越大会その他これに準ずる大会等（以下「ブロック大会」という。）

但し、小・中学生のみとする。

(2) 全国大会 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する大会

(3) 国際大会 主催者が国際的競技団体である大会及び複数の国、又は地域の競技団体が共催する大会

(4) オリンピック等 オリンピック競技大会その他これに類する大会

(5) その他市長が認めた大会

(申請期間)

第4条 対象大会に出場が決定した後に申請が可能。ただし、対象大会出場後に申請する場合は、開催日の属する年度内（3月31日まで）に速やかに提出すること。なお、期限までに書類がそろわない場合は別途協議とする。

(奨励費の額)

第5条 奨励費の額は、別表に定める額のほか、特に市長が認めた額とする。

(奨励費の支給申請)

第6条 奨励費の支給を受けようとする者は、大会出場決定報告書（様式第1号）に大会要項その他参考となる書類を添付のうえ、教育委員会に提出しなければならない。

(結果報告)

第7条 奨励費の支給を受けた者は、大会終了後、大会出場結果報告書（様式第2号）を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(奨励費の返還)

第8条 奨励費を受けた者が、大会を欠場した場合、又は当該大会が中止となった場合は速やかに教育委員会へ大会欠場報告書（様式第3号）を提出し、返納しなければならない。

(事務の執行)

第9条 奨励費の支給に関する事務は、スポーツ振興課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 3年 4月 1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 6年 2月 1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 8年 7月15日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年 3月 1日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5年 1月 1日から適用する。

別表（第4条関係）

奨励費の額

大会区分	支給額	
北信越大会 （ブロック大会）	団体	1団体につき 100,000円
	選手等	1人につき 10,000円
全国大会	団体	1団体につき 100,000円
	選手等	1人につき 10,000円
国際大会	その都度、市長が定める。	
オリンピック等	その都度、市長が定める。	

備考

- 1 団体にあつては、出場する選手等のうち市内居住の者の人数に該当大会の選手等1人当たりの金額を乗じた額とする。但し、上記支給額を限度額とする。
- 2 この表に規定のないものについては、その都度市長が定めることとする。